

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 土地売買に基づく課税処分取消請求上告事件

国側当事者・国

平成21年10月2日却下・確定

（第一審・静岡地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年10月30日判決、本資料258号－209・順号11067）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成21年3月26日判決、本資料259号－59・順号11172）

決	定
上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	西川 英之
被上告人	三島市
同代表者市長	小池 政臣
同訴訟代理人弁護士	北出 加代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

本件上告理由は、民訴法312条1項又は2項に規定する事由を主張するものではないことが明らかである。

平成21年10月2日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中川 了滋

裁判官 今井 功

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫